

平成 28 年 第 3 回絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会  
議事録

日 時：平成 28 年 8 月 3 日（水）14:00～17:00

場 所：経済産業省別館 114 号共用会議室

出席者（順不同・敬称略）

○委員

石井 信夫（東京女子大学現代教養学部教授）  
石井 実（大阪府立大学理事・副学長）  
磯崎 博司（上智大学大学院地球環境学研究科客員教授）  
金子 与止男（岩手県立大学総合政策学部教授）  
小菅 正夫（北海道大学客員教授）  
松井 正文（京都大学名誉教授）  
宮本 句子（鹿児島大学大学院理工学部研究科准教授）  
森 誠一（岐阜経済大学経済学部教授）

○専門家・関係団体（ヒアリング発表者）

小宮 輝之（元上野動物園園長）

○環境省

亀澤 玲治（環境省自然環境局長）  
正田 寛（環境省大臣官房審議官）  
上田 康治（環境省自然環境局総務課長）  
香具 輝男（環境省自然環境局総務課課長補佐）  
清家 裕（環境省自然環境局総務課課長補佐）  
西川 絵理（環境省自然環境局総務課係長）  
植田 明浩（環境省自然環境局野生生物課課長）  
中島 慶次（環境省自然環境局野生生物課課長補佐）  
番匠 克二（環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長）  
三宅 悠介（環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長補佐）

○関係省庁

平井啓一郎（警察庁生活安全局生活経済対策管理官付 課長補佐）  
日高 里美（農林水産省大臣官房政策課環境政策室係長）  
守谷 敦子（経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査  
室 課長補佐）  
岡崎 淳（国土交通省総合政策局環境政策課）

○事務局

株式会社プレック研究所

大橋 敏行	(株式会社プレック研究所顧問)
村田 和彦	(調査部門動物調査部)
橋口 徹	(調査部門動物調査部)
土谷 由和	(調査部門動物調査部)
本池 祐貴	(調査部門植物調査部)

○開会挨拶 亀澤自然環境局局長

本日はお忙しい中、検討会にご出席いただき感謝する。本日が第3回目になるわけだが、第1回は国内に生息・生育している絶滅危惧種の保全方策について議論いただいた。第2回は海外から日本に持ち込まれた野生動植物の流通管理について議論いただいた。本日は、まず動植物園等の公的機能推進方策について議論をお願いしたいと考えている。近年、動物園、水族館、植物園等は絶滅危惧種の生息域外保全等に重要な役割を果たしていただいているところである。こうした役割を強化するためにも、動植物園等が持つ公的な位置づけを明確化することが必要ではないかと考えている。本日は別途、今年の3月に方向性をとりまとめた動物園等公的機能推進方策のあり方検討会の座長をしていただいた小宮先生からお話をお伺いした上で、種の保存法の中にどう位置づけるか等について意見をいただければと考えている。さらに本日、議事3として絶滅のおそれのある種の保存につき講ずべき措置について議論いただく予定である。今後の制度見直しや施策の推進にあたっての指針となるものと考えているので、第1回、第2回の検討会を踏まえて忌憚のないご意見をいただければ幸いである。限られた時間であるが、よろしくをお願いしたい。

○資料確認

○座長指名

石井実委員を座長に指名し、以降の進行をお願いした。

石井（実）座長

さきほど局長からもあったが、これまで2回に渡りヒアリングを行ってきた。今日はその3回目ということである。後半のところからは講ずべき措置についてである。では、早速議題の1番目、動植物園等の公的機能推進方策のあり方について事務局に説明をお願いしたい。

環境省三宅より、参考資料9「平成27年度動植物園等の公的機能推進方策のあり方について（お知らせ）」及び、資料1「平成27年度 動植物園等の公的機能推進方策のあり方について」を説明。

石井（実）座長

今の説明について質問があれば、お願いしたい。

小菅委員

この3年間にわたる検討会の結果、出されているのは認定動物園のあり方だと思うが、そもそも動物園法というものが3年間の議論の冒頭にはあったと思われる。参加していた委員の方に聞いたのだが、動物園法を設定するということをせずに、業法を新しく設置し

ないと結論づけた。そこで、国の事業である種の保存法に合致するような働きをしている動物園については認定していこうという、そういう流れだったと思う。しかし、なぜそのような話になってしまったのかわからないので、なぜ動物園法を作らなくてもよいという結論になったのかについてもう少し詳しく説明して欲しい。

#### 宮本委員

資料1の最後のページ、3申請内容と認定基準(案)のところの、当該希少野生動植物種に関する飼養栽培担当者の実績に「適当な学歴と実務経験」と書いてある。動物の場合は、確かに農学系や畜産系など、学校で学ぶべきことがかなり多いと思うが、植物の場合は大学を出ても必ずしも植物栽培ができるようにはならないところがある。むしろ、個人の資質に関わるところで、いわゆるグリーンハンドと言われる植物栽培に長けた方がいらっしゃるので、細かいことだが、学歴または実務経験としてもらった方が適当な人材を探す時に苦労しないで済むのではないかと思う。

#### 環境省三宅

まず小菅委員からいただいた、なぜ業法ではなかったかということであるが、すでに国内で動物園、水族館、植物園はかなりの数が設置されていて、多種多様な経営形態、運営形態になっていると認識している。その中で、仮に動物園法の様なものを作る形になってしまうと、動物園、水族館として名乗るためには、環境省の認可を受けなければいけないという形になってしまう。いまこれだけの数百という施設がある中で、それをいまから認可を与えて、規制していくという方向は、動物園、水族館、植物園も望んでいる方向ではないということで議論を進めてきたところである。むしろ、例えば希少種の保存や環境教育に積極的に取り組んでいただいているところを支援していこうと、それによって動物園等の底上げやレベルアップの支援を図っていくという議論のもとで、業法ということではなく、望ましい取り組みをしているところを支援していくという方向になってきた。検討会自体は環境省が設置していたので、いろいろな議論がある中でも、生物多様性の保全、特に希少種の域外保全とそれに付随するような環境教育というところにフォーカスを当てて、そこに支援をしていくということをまずは取り組んでいこうとなったと理解している。それから宮本委員からいただいた学歴の部分は、少しわかりづらいが、実は同じような指摘を検討会の中で植物園協会の方からいただいております、担当者の実績のところは、「適当な学歴と実務経験を有するもの、若しくは通算して5年以上の動植物の繁殖に関する実務の経験を有すること」になっており、実務5年以上であれば、学歴がなくても大丈夫ということである。同じような意見に基づき、修正を行ったところである。

#### 小菅委員

動物園、水族館がそれを望んでいないというところは、意味がわからないが、日動水が

そのようなことを言ったのか。そのような法律で縛ることは望まないということについては、そんなことはないと思うが。もう一つは、いいことをやった人は認めましょう、ということの良いと思うが、同じ業態の中で、あそこは環境省のお墨付きをもらっているが、自分たちは別にいいやとって、どんどん乖離していくような気がする。やはり全体で底上げをしていきながら、動物園は、いわゆる生物多様性の国民的認識を全国各地で広げていかなければならないと思う。一つの動物園が全部まとめてやりましょうということではなくて、地域の小さな動物園でもそういうことをきちんとやっていきましょう、そういうことをやるのが動物園ですよ、というような規定を作らない限り、私はいま想定しているような全国で広く生物多様性を意識した活動が広がっていくようにはならないのではないかと思う。私は動物園を名乗るからにはちゃんとやるべきことはやるという基準を作る方がいいのではないかと思っている。これは私の意見である。

石井（実）座長

特になければ、コメントをいただいたということにさせていただきたいと思う。他はいかがか。なければいまと関わるので、元上野動物園の園長である小宮氏からお話をいただければと思う。

小宮氏

動植物園等の公的機能推進方策のあり方について、どのように検討してきたかは、三宅室長補佐から説明があったので、細かい個々のことではなく、動物園がいままで種の保存ということはどうやってきたかをお話し、最後にだから公的機能として認めて欲しいということをお話したいと思う。というのは、動物園がそういうことをしてこなかったから、こういう形で認めて欲しいという話ではない。実は戦後すぐに種の保存に対しての動きはあった。

私は動物園に勤めていたということと、東京の動物園だったので、私がいうことは、植物園、水族館を含むが、言葉の中ではつい動物園といってしまうと思うが、ご容赦いただきたい。

これはトキのキンである。36年間生きた日本の最後のトキである。これを世話していたのは近辻さんという県の職員と、もう一人は高野さんで、いわば地元のNPOのような、ボランティアの形でずっとキンちゃんの面倒を見てきたわけである。トキが一番華やかに、佐渡でもいまはもう200羽が舞っているし、話がしやすいということで、トキの話をするが、実は1953年に佐渡でトラバサミにかかったトキが上野に来ている。この時の園長は古賀さんという有名な園長で、このときにトキを助ける仕事を動物園がしなければいけないということで、とりあえず、飼育係や獣医のトキの勉強会ができた。佐渡で保護になった個体があると健康診断に行ったり、クロトキを使って、シミュレーションでトキの繁殖の実験を行っていた。ここに写っているのはクロトキのヒナである。クロトキは1958年、初

めて手に入れて、延々と飼って、このトキの繁殖に11年かかっている。いまは分散地でも先にクロトキを渡して、次の年から繁殖が始まっている。しかし、それをやるために上野動物園は11年かけたわけである。先ほど宮本先生から、植物では現場で育った人たちがよく知っていると思ったが、このクロトキを増やした中山さんという方がいるが、この人は作業員であり、現場育ちの中学校しか出ていない方だが、技術はすごく優秀で、そういう意味で、宮本さんが言ったことは動物にも通ずるところがある。ただ、勉強会を作って、佐渡に行ったりするのは、自分たちの休みを取って行くような形だった、最初は。都の仕事としては認められなかった。これが認められるようになった。何故かと言うと美濃部知事が上野動物園にみえたときに、園長や課長は言えなかったが、中山さんが、私たちは日本のトキを救うために一生懸命やっているのに、みんな自費で休みをとって行くで行った。東京都はトキを助けることが、当時域外保全という言葉がない時代に、仕事になったわけである。人工飼料も山科先生がスイスのバーゼル動物園のトキの人工飼料のサプリメントなどのメモを持ってきてくださり、上野動物園で作った。実は多摩動物公園が昭和33年にできているが、多摩は上野の狭いところでできない種の保存など、これからの時代を担うために多摩を作ったということがあって、私が言う上野というのは多摩も含めたものだと思っただきたい。この人工飼料の開発だが、クロトキの繁殖が成功したら、やっと国が少しお金を出してくれた。文化庁が人工飼料の研究費用を補助してくれた。これは文化庁のお金も入っている。これはすごく手間がかかって、ひき肉機2回かけるようなことをして、事故もあった。指を怪我するなど。数も増えてきて、人工飼料をペットフードのようなものにしようと、下にある飼料を作ったが、このときは環境省が少しお金を出してくれた。でもこの飼料を作るときに飼料会社に相談したら、大体一回に1トンくらい作るのだと、絶対に赤字で、餌の技術者に話したら、そんなの高くして絶対にできないと言われた。ところが本社に帰って、すぐに電話がかかってきてやりますと。要するに上司に言われたものと思うが、日本のトキを助ける仕事を頼まれたのに、なぜ断ってきたということがあったと思われるが、いまはこの飼料も実現した。この最初の人工飼料については、中国の最初の飼育係のシーさんも多摩動物園、上野動物園で研修をして、この餌の作り方を帰った。だから中国で増やしたのも、この域外保全の縁の下の力持ち的なことを東京でやっていたことが、すぐに繁殖につながったのではないかと思う。当時は獣医さんも佐渡にはいなかったもので、トキが捕まった時には、仕事として認められているので、獣医が佐渡に行くというようなことをしていた。域外保全という言葉がない時代にすでに始まっていたということである。

コウノトリに関しても、実は多摩動物公園で最初に増えている。トキにしる、コウノトリにしる現地の方がうまく行きだすと40年、50年前にやったみんな忘れてしまっているが、多摩で最初に孵ったコウノトリは豊岡に送っている。多摩では二十数羽を豊岡に送っている。これもやはり域外保全として重要な役割をすでに担っていたということである。

それよりももっと前に古賀さんは日本のツルが戦後数えたら北海道で十数話しかいなか

ったということでツルの保全をやらなければいけないと気が付き、人工ふ化を始めている。これは事情が2つあった。北海道のツルを助けるため、もう一つは戦後すぐインドのネルー首相がゾウを贈ってくれたり、アメリカからライオンが来たりして、それにお礼の返事を書いて、何をお礼に贈ったらいいかと聞くと、必ず日本のツルとオオサンショウウオが欲しいというのがほとんどだった。ツルは幸い猛獣処分にならなかったもので、戦後残っていたので、すぐ人工ふ化で数を増やすことを始めている。この方法は釧路のツル公園の高橋さんが勉強に来て、向こうでも継承された。ただツルに関しては、人工で増やしたものは人の近くに来てしまい、実際に釧路の高橋さんが増やしたものを放したところでは、農家の軒下に行ってガラスを割ったなど、要するに人恋しくてそのような事故が沢山起きて、人工ふ化というのはすごく減ったものは最初そのように増やすが、野生復帰を考えたらダメだということも、この東京の動物園でのタンチョウ増やす仕事の中で学んだことで、いまはトキなどにも継承されているということである。

これはガンであるが、四、五十年前まで日本に渡ってくるガンは、動物園で増えなかった。何故かと言うと北極圏で増えるガン達で、日の長さが足りない。これは私が新人の時の仕事だったが、蛍光灯をつけて点灯飼育をしたらすぐ増えた。これは域外保全に役立つ技術であったということは、実はこのことである。カリガネの繁殖施設を仙台のガンを保護する会の呉地さん達が見に来たり、八木山動物園の人たちも来た。これは増やせるということに気づいて、実はシジュウカラガンは日本ではゼロになったのが今、すごく増えている。最初どういうことだったかと言うと、アメリカはシジュウカラガンがアリユーションとカリフォルニアの辺りで絶滅したその時にワシントンにある国立の保全センターで増やしていた。最後はもう渡りが復活したということで、この事業は終わりにするということがあった。アメリカ中の動物園にまずは必要なところを募って、だからシジュウカラガンとして飼われている動物園がある。ただ、その情報を聞いた時に、残りの三十数羽は放してしまうという話で、呉地さん達はすぐそれに反応して、実は八木山動物園と多摩動物公園にもらった。だからこれも、国主導ではなくて、ある意味では動物園が勝手にやって、NPOの人たちが一生懸命やってきた話で、域外保全としてできてきた技術だと思っている。

ここまで鳥の話ばかりだったが、これは広島のアサ動物園の中にある池である。ここにはナゴヤダルマガエルがいる。こういう形で環境教育の一環として域外保全をやっている。域内保全をやっている人たちと連携して、実際の田んぼにナゴヤダルマガエルの住める環境を作る努力をしている。これは実際に広島市内からかなり北の方にあるが、ダルマガエルに取り組んでいるところである。農薬を使わないで3、4年はお米がほとんど獲れなかったそうである。周りから苦情を言われながら、それでも頑張っていて、動物園の人たちと連携して、今ではダルマガエル米という形でお米ができるようになった。環境保全の一つの形になったと思う。アサ動物園はオオサンショウウオでも域外保全で実績を挙げており、域内保全、河川改修の時などにアドバイスをしたりしている。

国際的に日本の動物園が種の保全に貢献しているかどうかということであるが、一つは

横浜のズーラシアの中には非公開の繁殖センターがあって、ここで何種類かの動物を扱っている。カンムリシロムクもその例で、実際にここで増えたものをインドネシアとの協働の保全プロジェクトとしてバリ島に運んで、向こうの保全センターで訓練をして放すような仕事にもなっている。

国際的という話で、もう一つはゴリラが名古屋に来た時は、昔であれば何千万で買うわけだが、野生のゴリラの保全に貢献する基金を出してもらいたいと、それは何千万というのではなくて、年 50 万とか 100 万くらいのお金で、そのような形で協力して、国際的なゴリラの域内保全に貢献する域外保全のグループに入るということが条件で、それに入ると適当なものを送る、となるわけである。希少種の保全というのは一動物園でできることではなく、国内どころか国際的な協力で行われているということになる。世界動物園水族館会議、WAZA の会議で私が印象に残っている発表があり、みんなそれに賛同したわけであるが、先ほど小菅さんが言われたが、小さな地元の動物園も大事だということである。大きな動物園はパンダやゴリラをやっているが、各地の動物園が種の保存ということ意識して、特に地元の動物を大事にするということで、一園一種担当して、少しでも環境教育、研究をしてくれれば、例えば WAZA の加盟園館は 1500 あるから、単純に 1500 種の保全基地ができる。日本に置き換えれば、例えば日動水で 160 くらい加盟があるから、160 種の保全基地ができるという言い方をしていた。ゴリラ、パンダを持つよりも、地元の動物の域内保全に貢献する域外保全をやっているかどうかがこのからの 21 世紀の動物園のステータスになるだろうというコメントだったが、私もその通りだと思う。

私が子供の頃の 50 年前の話であるが、鳥の特別天然記念物、地域を定めない特別天然記念物が 5 つあった。タンチョウは十数羽になったが、これは古賀さん達がやった域外保全、それから地元の人達が餌付けで栄養改善して増やしたことで域内保全、両立していまは 1300 羽くらいになっている。それからコウノトリは一回日本のものはゼロになったわけだが、多摩動物公園や豊岡のコウノトリセンター、天王寺動物園や佐世保の動物園でも増えてそのような個体も豊岡に送っているが、域外保全の努力が域内保全に貢献して、いま域内保全として増やしている。トキもそのような形である。動物園が手を出せなかった、域外保全ができなかったのは大海原のアホウドリで、これも一回ゼロになったわけであるが、いまは 2000 羽以上、これは域内保全で残れた。私が子供の頃の時代にゼロと言われていたものに対して、もうひとつ、これはまだ 3000 羽くらいいるというライチョウである。しかし今地球温暖化などいろいろな影響で半分くらいになっているということで、私はこの域外保全で努力して増えた 3 種類に関してはもう動物園が保管する、ストックとしては預かるが、もう現地の域内保全に直轄するところでやられているということで、少し動物園は引いてもいいかと思っていた。私が園長最後の時に考えたのはライチョウに手をださなければということだった。ライチョウは大町の山岳博物館でやっていたが、一時途絶えていた。実はノルウェーは北極圏の街ではトロムソというところがあるが、そこの大学でライチョウの研究をやっている。これは日本のライチョウの亜種であるが、なぜ研究している



かという、地元の資源としてである。北極圏で鶏を飼うよりもライチョウを食べた方が楽だからであり、年間 50 万羽食べているそうである。それでも絶えないということは、資源の管理ができているということである。そこをお願いして、人工ふ化や飼育の技術を習いに行くと、そうしたら卵をおみやげにもらったが、それが孵って、そのことが環境省を刺激したと思っている。ニホンライチョウの域外保全の取り組みで、近似種でなく同種のライチョウでこんなに簡単に飼える、増やせるということを実際にやってみたことが次のステップになったのだと思っている。

動物園の役割であるが、私が四十数年前に動物園に入った時に習ったのは 4 つの機能、レクリエーション、教育、研究、自然保護である。自然保護というと大きな話であるが、まずレクリエーションについてはある意味、都市公園法などで動植物園、水族館が娯楽施設の位置づけで出てくる。教育や研究というのは博物館法の中に出てくる話であるが、動植物園がメインの話ではない。自然保護に関しては全くそのような位置づけで動植物園が担うということではなかった。だからいままでの話は動物園が勝手にやっていた。しかし、20 世紀の終わり頃に IUCN が種の保存、環境教育に関して動物園、植物園、水族館に期待するという勧告を出している。それが今世紀に入ってから域外保全、域内保全という言い方が使われるようになって、私はうちの動物園は域外保全をやっているといえるのは域内保全に貢献できる形でやっていて初めて言えることだと思う。展示動物確保のためだけだったら胸を張って言えないのではないかとと思っている。だんだんそのような動物園、植物園、水族館が増えてきている。環境と書いているが、我々もトキ、コウノトリを増やせばいいと自然だけ考えていた時代は、増えた、うまく行ったと言っていたが、域内保全に貢献するとなると、環境というのは自然だけではないと最近思う。つまり、文化や社会も含めて環境と言わないと、この動物を増やしたから、域内保全に使ってくださいと言ってもダメな場合がよくある。ここにはスマトラトラを示したが、スマトラトラはスマトラに 300 頭、世界の動物園に 300 頭以上いる。おそらく 30 年前くらい、よく欧米の研究者が、もういないのだから、動物園で増えたトラをスマトラに持って行って放せばいいのではないかとすることがあった。スマトラの人がなんとやったかということ余計なおせっかいだ。要するにジャングルを切り開いてやっとなり住めるようになり、ゾウやトラとの軋轢があるが、いまさらそのようなものを持ってこられても困ると。環境というのは社会、文化のことも考えて言わなければいけないということを思った。そういう意味で、自然保護という動物園の役割の分野の中で、種の保存や環境教育を進めるためには、ただ勝手にやっているように思われるよりは、きちんとした公的な仕事という位置づけがあれば、もっと積極的に動けるだろうし、いま環境省が絶滅危惧種を三千何百種も選んでいて、環境省がそのための域外保全が必要なものに関して作ることはまずできない。それはやはり日本だけでなく世界的にそういうことが動物園、水族館、植物園に期待されていることだということで、今回の種の保存法の検討の中で、少し我々も急いでいるところがあって、全体の動物園法というところまで検討する前に、まずそのところだけでも環境省の法律の中で位置づけし

ていただきたいということで、このあり方について方向性を出させていただいた。

石井（実）座長

話していただいた内容について質問コメント等あるか。

金子委員

今から 30 年ほど前だが、日本ではまだワシントン条約がそれほど進んでいなかった頃の話であるが、園と園との間で動物のやり取りがなかなか難しいという話を聞いて、それは動物自体が備品扱いで、貸している間に死んだらどうなるのだ、ということを知ったが、いまの現状はどのようになっているのか。

小宮氏

特に希少種に関しては、国際登録、国内登録を行っていて、その登録担当者に相談して動かすような形が欧米並にやっとなってきて、輸送費は受け取る方が持つということで希少種に対して値段をつけるのはやめようということになっている。反対に普通種の方が売って買われている。

金子委員

日動水の加盟園数はどれくらいか。

小宮氏

正確には 162 だったか。

金子委員

それ以外の動物園も結構あるということか。

小宮氏

そうである。

金子委員

そうしたところはこういった種の保存法に対してどのような態度なのか。

小宮氏

動物園だけではなく、例えば豊岡のコウノトリの施設も佐渡のトキの施設も当然加盟しているわけではなく、動かすときにはそのような形のなかで。トキの場合は環境省主導でやっているが、コウノトリの場合は、国内登録、国際登録もしており、その担当者に相談

して、血縁関係の遠いものをもらうなどしている。すでにどの系統を増やして、どの系統をあまり増やさないなど、上手なものに別のものの卵を抱かせるなど、全体で調整しながらやっている。

金子委員

佐渡や豊岡はしっかりしているが、そうでない動物園もいっぱいあると思うが。そのあたりは日動水のマターではないかもしれないが、どのように啓発していけばよieldろうか。

小宮氏

それは日動水で把握していないはずである。

小菅委員

協会に加盟している動物園が全体の動物園に比べて極めて少ないことというのは、さきほど三宅室長補佐も全国でこんなにあるという話もしていたが、要するに協会に入っている方がずっと少ない。それ以外の動物園では、私の経験したことを言うと、あるところでホッキョクグマを飼っていた。一頭で。私はホッキョクグマの調整者をやっており、ぜひ繁殖のために別の場所に移動をお願いできないかと言ったところ、うちは繁殖するために飼っていないという返事がきた。過去であるが。やはり動物園というのは、動物園という看板をあげることが将来に向かっては、少なくとも希少種であれば、繁殖に関わらざるを得ない立場にあるということをきちんと認めさせなければならない。普通種であっても、さきほど小宮氏も言っていたが、地域の中の多様性を維持するのは、例えばトンボやカメなどでも、動物園が関わりを持って、多様性を維持していくという活動をしなければ、動物園、水族館という看板をあげられないとした方が、私は全体の底上げになっていくのではないかと考えている。

石井（実）座長

小宮氏、いまの発言に何かあるか。

小宮氏

私も動物園法のようなものは、最初はそのような話で始まっているし、そのような形の方がいいと思っているが、環境省の話だと、今度の種の保存法の改正のタイミングを逃すと、この次はまた5年ほどかかるということで、今回、必要なことだけは載せたほうがよいと言われたので、こういう方向で進めさせてもらった。

石井（信夫）委員

種の保存法に関しては、今日提案されていた方向でいいかと思うが、やはり私も小菅委

員が指摘していたことがちょっと気になっていて、この資料1の1ページに飼育環境や施設運営の不適切さや、動物福祉の充実の課題のようなことが書いてあって、実態として日本でかなり問題なのか、あるいは個別に指導すればわりと改善されていくような状況なのか、それぞれ大きな問題がなく進められていく状況なのか、ただ最後の課題を見ると、そのような課題がまだあるということが書いてあるので、種の保存ということに関しては今提案されていた方向は一応いいかと思うが、そちらのほうがどういう風に現状で問題があって、これからどのように改善されていくのかが気になった。これはコメントであるが。この委員会で深く話すようなテーマとも少し違うとは思いますが。

#### 宮本委員

コメントが一つと質問がある。私はこのような委員をやらせてもらいながら、一度自然からいなくなったトキやコウノトリをまた増やして野生に戻すということに違和感を感じていた。しかし、去年、鹿児島島の離島で豊岡から飛んできたコウノトリを間近で見て、宗旨替えをした。あのようなインパクトのある生き物がいるということが地元の方の自然保護に対する感覚をすごく鋭敏にさせたり、刺激したりすることがあるようだ。コウノトリがハブをつついてる写真を新聞で見てマングースよりいいのではないかという話が出た。何十年も前から努力をされていたことを今日知って、大変なことだったろうと思った。質問であるが、動物もそうだが、植物についても違法に飼育されていたり、盗採されたものを緊急的に飼養栽培しなければいけないことが時々起こるが、地方だと小さい植物園、動物園しかないため、中央、本州の方に送られていくことがある。地方のそのような小さいところでできればよいと思うが、実際に飼育員の方などに聞くと、やはり相当負担であるという話を聞く。実施に負担に感じるというのは人の問題なのか、予算の問題なのか、それとも死なせたら困る、枯らせたら困るという気分の問題なのか、そのあたり地方の担当の方からお聞きになっていたら教えて欲しい。

#### 小宮氏

植物園協会の方の話では、動物園水族館協会より、うちはエンターテイメントで綺麗な花を見せるそれだけの植物園で、協会の中でも意識の違いがかなりあると言われた。場合によっては個々に認定はいらないというところが出てくるのではないかと。そのくらいしかわからない。

#### 小菅委員

地方のことをおっしゃっていたので、地方の代表として私が。現実問題、人も予算も全くない。私も小宮さんと同じように、ずっと動物園で生きてきた人間で、私は北海道だからテーマを猛禽類やフクロウの繁殖、ワシタカの繁殖をやってきたが、研究のための動物園ではないというのが市役所の判断だった。あくまでも勝手にやっているということで。

それは大きな動物園で、古賀さんがいたような上野動物園とは環境が全く違う。ほとんどが自分の休みの時間で、資材なども自分で用意してやっていた。例えば、染色体による性別判定を行い、オオタカを繁殖させて新聞に載った。それから、オオコノハズク、コノハズクを連続繁殖させて新聞に載った。市役所はそんなものを増やしてどうするのかという反応だった。それを突き詰めていくと、それは旭川市民のために設立した旭山動物園のやることではないだろう、国でやる仕事だと。国から予算をもらってやりなさいと言われた。つまり、動物園法があって、事業が国家事業として位置づけられていれば、私のやっていることが、国の方針の通りなわけだから、財政に予算を付けてくださいということが出来る。それがいままではできなかった。認定でできるかどうかはわからないが、国のやることを私達も一緒になってやっていくという方針としてあれば、市の財政、企画の担当に堂々と言っていったと思う。これが地方の動物園の限界である。私達のところは勝手にやらせてもらえたから、まだ幸せな方だ。これが地方の動物園の現況である。それをなんとかするためには、やはり国の事業を明確にして、法律に則って動物園が規定されていれば、法律に則ってやっているのだと言って、予算の用意ができるのではないかと。それが日本中のほとんどの動物園に波及してくれば、生物多様性に関する行動、活動も間違いなく広くひろまっていくのではないかと考えている。

松井委員

小宮さんの話、環境省の別の会議で、域外保全の話で聞いたが、やはり動物園が主体になるのは域外保全であろう。域内保全というのは絶対元に戻ってくるわけで、今話に出ているのは、鳥や哺乳類の話で、コウノトリを増やすことが成功しても、コウノトリが離島に行ってもハブを食べたのかもしれないが、それ以上に固有のトカゲ等を食べているはずである。そこまで考えなければいけないから、もし国が、環境省が域外のことも考えたり、地方の動物園のことまで考えたら、よっぽど気合を入れて予算を取るようにしていかないと結局何もできなくなりそうな気がしている。もちろんライチョウはむちゃくちゃなことになっているそうなので、是非やってほしい。やはり生態系全体のことを考えて、保全を考えていかなければいけないという観点からは、難しいところがあると思う。

石井（実）座長

資料1も含めてご意見あればお願いしたい。

磯崎委員

先ほど石井信夫委員が触れたことと同じであるが、小菅さんが先ほどから触れている動物園そのものの全体の底上げという観点で、ワシントン条約でもサーキット動物園などの位置づけが問題になっている。先ほどからの議論との関連では、名前だけは動物園でも、エンターテイメントやアトラクションが目的のもの、あるいはサーキット動物園のような

ものも国際的には問題になっている。その辺が整理できる、いわゆる動物園法のようなものが一般論としてあってもいいと考えている。しかし、この検討会では、動物園に関するさきほどから議論している報告書との関連でいうと、そこまでやってしまうと射程が大きいのので、その問題は理解しつつ、今回はこの範囲内ということではないかと思う。

石井（実）座長  
他には如何か。

金子委員

認定の話であるが、書類だけで審査するのか、実際にその現場を見て、動物園等に直接行って、それで判断をするのか。どちらか。

環境省 三宅

そもそも制度の設計がまだこれからというところのため、なんとも言えないが、基本的には書類審査というイメージを私は持っている。

石井（実）座長

資料1と小宮氏の講演の部分はこれくらいにしてよいか。では、次にいきたい。議事3であるが、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置ということで、まず事務局の方から資料3の説明をお願いしたい。

環境省 三宅より、資料3-1「第1回あり方検討会での主な指摘事項」、資料3-2「第2回あり方検討会での主な指摘事項」、資料3-3「自然環境保全地域等の指定状況について」を説明。

環境省 中島より、資料3-4「交雑種等に関する具体的な事例」を説明。

石井（実）座長

資料3-1と3-2が、これまで2回の検討会で指摘されたところである。これについては網羅していると思うが、何か漏れがないか、あれば教えて頂きたい。私は事前に目を通したが、大体網羅されていると思うが、よろしいか。資料3-3、3-4について何かご意見あればお願いしたい。

宮本委員

資料3-4について、例えばワシタカ類、オウム類等について、ブリーディングで交雑することもあるという話だが、このような鳥に関しては、ウマやイヌやレースバトのように

血統書が付けられて流通するという事例があるのか。

環境省 中島

把握していない。

石井（実）座長

次回までに調べていただけたらと思う。他はいかがか。

小菅委員

資料3-4の4ページのハヤブサのハイブリッドの件であるが、累代交配のできない一代雑種は心配ないと書いてあるが、心配ないという根拠は何なのか。

環境省 中島

これはそういった論文があるということで、我々もどれだけ心配したらいいかは正直よくわからない。ただ、このような論文がそれぞれあるということである。

小菅委員

実際に籠抜けした個体が沢山いるということと、野外の個体にもこれだけハイブリット個体が出てきたということがあるわけか。

環境省 中島

これについてはヨーロッパの事例である。

石井（信夫）委員

資料3-3の自然環境保全地域については、特定の絶滅危惧種のハビタットを国立公園の他に自環地域でもある程度保全されているということを確認していくベースになればよいということである。県によって多い少ないがあるようなので、これを手がかりにして、必要な生息地等保護区を考えていけばよいかと思う。資料3-4について、まず確認だが、今は雑種個体は登録対象になっていないのか。登録対象になっていないことで何か問題がありそうだということは現時点ではよくわからないということか。この猛禽、オウム、インコについては、雑種だから登録がいらないと言って、流通しているような実態があるのか気になる。

環境省 中島

実際的な情報としては持っていないが、交雑個体だと規制が抜けるという観点で、わざと交雑を作るという事例はあると聞いたことがある。インターネットで見ても、理由はわ

からないが、あえて交雑個体を作っているということはあるようだ。

石井（信夫）委員

外から日本に入ってくるものについてはワシントン条約の規制がかかる。国内で希少種同士を掛けあわせて、これは国内の登録がいないといって流通している事態があるのかないのか。

環境省 中島

国内でもありうると思う。鳥については。

石井（信夫）委員

そのあたりの実態がもう少しわかると、雑種の扱いについて何か法的な規制が必要なのか、少数なので個別に問題がありそうなところに対応するのか、元の登録が必要な希少種の規制でカバーできるのかというあたりがよくわからないが、したらよいところかと思う。

環境省 中島

補足であるが、ワニについては、シャムワニとイリエワニの件で、海外から持ち込む時に、雑種なので種の保存法にもかからないはずだと売っていたが逮捕された事件が比較的最近にあった。今お話した事例は、国内で登録が少ない種がほとんどであるが、シャムワニは、手元の資料によると214個体が登録されている。ワニについては他のものとは違い、すでに問題が起きているし、今後も問題が起きる可能性があると思っている。

金子委員

シャムワニの雑種は外為法に引かかるのか。

環境省 中島

登録繁殖施設から出ているものについては、手続きを踏めば商業ベースでも輸入が可能と思われるが、野生個体であれば難しいのではないかと。正確でないかもしれないが。

金子委員

いずれにしても繁殖施設からのものであれば、外為法の輸入は可能なのか。

環境省 中島

登録繁殖施設から出ているものであれば。

金子委員



雑種の話で、ハヤブサなど、父親と母親が種の保存法で登録されていないので、雑種を作って、雑種なので登録しなくてよいということか。

環境省 中島

そうである。

金子委員

親がどちらも登録されていて、雑種を作ったという2つのケースがあるので、それぞれ重みが違うということか。

環境省 中島

そうである。両方が登録されている場合で、登録個体同士の子供であれば、登録できるので、あえて雑種にする必要性はない。もし片親でも登録されていないとすると、登録することができないので、交雑個体をあえて作るという、金子委員がおっしゃったとおりである。

松井委員

いま話をしているカメやハヤブサの話というのは、基準というのはワシントン条約に基づいているわけか。

環境省 中島

国際種はそうである。

松井委員

オオサンショウウオだけが要するに属として登録されているから、交雑個体も。

環境省 中島

ワシントン条約でも同じ形になっている。

松井委員

だから、属として登録されているから、交雑個体も特別ハヤブサなどとは違う扱いをされるわけである。日本の法律で何かをするときにすべて国際条約に基づかなければいけない理由はないわけである。例外を認めるなど、そういうことを考えてもらってもいいのではないかと、オオサンショウウオについては思うのだが。

石井（実）座長

他になれば、ここで休憩をはさみたいと思う。

(休憩)

石井（実）座長

16時になったので、再開したいと思う。資料3-5の説明をお願いしたい。

環境省 三宅より資料3-5「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について（検討項目）」の説明。

石井（実）座長

今の段階でこのような検討項目を考えていただいているかどうかということである。今日だけでなくこの先この議論をしていくわけであるが、できるだけ現時点で多く盛り込んでおいた方がいいと考えている。では、委員から活発な議論をお願いしたい。これが抜けているなどないか。また、これを入れたらどうかなど。

松井委員

6 科学的な絶滅危惧種保全の推進に書いてあることの意味がわからない。皆さんこの日本語がわかるか。

石井（実）座長

では、一旦質問を受けるだけ受けてからとしたい。

金子委員

1 二次的自然～であるが、どこまで対象を広げたらいいのか考えているところであるが、どこまでカバーするかは別として、どのような措置をとるかということだが、国内取引、譲渡し等を規制するのか。あるいは、その一部である販売等を禁止することなのか、どの程度実現可能かも含めて検討すべきだと思う。次のページの4 登録票だが、更新制がよいと思う。ここに書いてあるが。返納のことだが、自分のところで保管して、国には返したくないという人がいるかもしれないので、そういう場合はパスポートと同じで失効したら本人に返すなど、そのような手続きもとってもいいかもしれない。アロワナについては、膨大な量が日本に輸入されていて、違法な輸入がありえないので、日本国内に入ってから改めて個体識別する必要はないと思う。また、③について運用、執行を強化して欲しい。

宮本委員

全体を見ると、外から入れる、捕獲する、譲渡すというところまでは書いてあるが、先ほどの雑種が逃げることや放してしまうことを規制するのはこの法律の範囲外なのか。動物愛護等他の法律の範囲になるのか。動物については変わったものを外に放すのはいけないと一般に理解されているかもしれないが、植物の場合は外に植えることがいいことと思っている方がいるので、最後に飼っているものをどの様に扱うのかは検討しなくてもよいのか気になった。

#### 小菅委員

1 ページ目の2の②保護増殖事業の実施だが、保護増殖事業というものを種によって立てていくわけだが、これについて、域外保全の項目は今すぐ取り組む、取り組まないかは別として、この項目はあるものだと勝手に思い込んでいたが、そのようなことはないということを知ったので、域外保全をいつスタートしたらいいかは非常に難しいことだと思うが、保護増殖事業種と指定した場合には、必ず域外保全という項目を作ってもらって、どういうタイムスケジュールでやっていくかをこれからは載せていくべきではないかと思うので、検討をお願いしたい。

#### 石井（信夫）委員

全体に関することで、資料3-1と3-2で指摘事項があった。それに対して、これは別の法律で対応できる、法律の改正にはなじまないなど、そういう判断があって、よくパブコメでこの意見は採用するしないということがあがあるが、そのプロセスを一回やって、この3-5で法律の改正または付加的な措置で対応できそうなことを並べてあるのだと思った。この中間段階に環境省としての解釈、対応に関する説明があったほうがよいのではないか。例えば指摘事項の中で、輸入業者、取扱業者の登録制を考えたほうがよいという意見や、象牙やサイ角の端材についても登録したほうがよいという意見があったが、それについてはこういう理由でそういうことをする必要があるとかないとか、詳しい説明があって、そのうえで大体こういう方向性でいったらどうかという風にまとめていったほうがよいと思った。2ページのところで国内希少種の流通管理強化であるが、更新制というところと絡むが、⑤にインターネットでの流通規制で、インターネットで希少種が出てくる場合には登録票があることが当然で番号まで出ているが、登録年月日を併記する、あるいは登録票に書いてあることは全部ネット上に表示するなどすると、この写真はある種類なのに、登録票では別の種類に当てはまりそうだということや、30歳くらいになっているはずの個体なのに若い個体に登録票が付いているなど、そのようなことがはっきりとわかるのではないか。そうすれば、環境省でもチェックすると思うが、いろいろな人の目を通して、これは怪しいとかがわかりやすくなるので、登録年月日などをネット上でも表示するとよいのではないか。この前の検討会の後に思いついたので、付け加えておく。

## 森委員

先程の宮本委員の発言とも関連するが、対象種によるかも知れないが、飼育栽培する際に、安易な投棄、移植はやられた場所に負荷を与えることに当然なる。希少種がいる場合、より大きな負荷を与え得るという場合があるため、その点についても議論する必要があるのではないかと思う。ここではそこまでいかないかもしれないが、例えば購入する際にレクチャーすることや、安易な投棄をしないような工夫をするなど、なかなか法律云々というところまでは難しいかもしれないが、これについては何らかの措置が必要ではないかと思う。また、域外に関連するが、どこかで議論されていたかも知れないが、域外保全で余剰個体ができた場合の活用の仕方、要するに思いの他沢山できたという時に、そうしたものを展示や小学校等に見てもらうなど、活用の仕方を柔軟に、もちろん余剰個体という前提が必要だが、そうした措置をして普及啓発に努める必要があるのではないか。やはり子供はものを見ないとピンとこないもので、そういった状況も積極的にやってもいいのではないかと。これはこのこのマターではないかもしれないが、多様な主体と書いてあるので、域外保全が最終目的ではないと思う。域内で育ててもらおうという環境づくりをする必要が当然あるので、ものによっては域外で保全して、余剰個体ができた場合には、いくつかのハードルがあると思うが、積極的に再導入するというシナリオがあってもよいのではないか。その際にはいくつかの他の機関、省庁あるいは場を持っている人との協議、まさに多様な主体が必要となってくるのではないかと思う。先ほど議論されていた交雑種についても、自然界で交雑が起きるものもある。また、未分化であるという状況もある。交雑種については、自然に交雑したものか、人為的なものか、についても検討しておく必要があるのではないか。ただ、もちろんこれはすぐにできることではないと思うが、座長が言われたようにメニューはいっぱいあったほうが良いとのことなので。雑種個体であったとしても、ものによっては、危機的な状況によっては、遺伝子資源として重要な場合もある。全然いなくなってダメになるが、交雑種として残っていてそこをうまくやりながら、純系にはもどらないが、人為的により自然に近い形で遺伝子を残していくということも将来的にはあっていいのではないかと思う。加えて本来の生息地以外で見つかった場合、つまり放流等で見つかった場合は、どのレベルまで一生懸命守らなければいけないのか。魚でいうとオヤニラミという魚が西日本に生息しているが、近年、岐阜県、愛知県、神奈川県等多摩川等で繁殖して、定着しているというところがある。絶滅危惧種であったかどうかいまは覚えていないが、そういったものについて整理頂いて、検討する場を設けてもらえればと思う。松井先生がおっしゃった保全の推進というのは、私が思うに専門委員会を置いて、普及啓発をする体制を整えるというような意味合いでよいのかと思ったが、日本語的にわかりづらい部分があるのも事実かと思う。

## 石井（実）座長

ここまでのところで、質問、コメントがあったが、事務局から何か言えることがあれば

お願いしたい。

環境省 三宅

用語がわかりにくいということで、申し訳ない。6 科学的な絶滅危惧種保全の推進であるが、附帯決議や前回の会議で、種指定や保護増殖事業の目標を議論する科学委員会を法定化せよという附帯決議、意見がでていっているところである。それに対応する形でこれを入れているところではあるが、すでに種指定や保護増殖事業計画を作成するときには中央環境審議会の意見を聞くことになっており、石井座長を始め、皆様に中央審議会に入っていたいで、議論もいただいているので、そこで科学的な検討というのは相当程度、実施されているところかと考えている。しかし、たとえば種指定に関しては、中央環境審議会以外でも非公開の検討会で議論をしているので、そういった部分の法律的な位置づけを今後整理していくことにより、それによって科学的な知見に基づく保全施策ができていくのではないかと。新しく何か委員会を立ち上げるということではなく、すでに中央環境審議会で見解を聞くということで法律に書かれているので、これをより発展的に進めていく形で、対応できればという主旨でこれを書いている。金子委員からいただいた、国内取引の部分はどうするかという部分はまさにこれからこの会議でいろいろ議論いただければというところで、事務局でもいろいろ悩みもあるところではある。国内取引を禁止するのか、販売禁止という指摘もいただいたところで、こちらでも様々検討しているが、この会議でまたご議論いただいて、望ましい方向性を検討していきたい。宮本先生、森先生からいただいた、動植物を放出する規制については一義的には外来法があるので、外来生物を放してはいけないというのは、外来法での規制となると思う。また、種の保存法の中でも生息地等保護区があり、保護区の中では必要があれば、環境大臣が種を指定すれば、種を放すことや種を播くことを規制できて、それは国立公園の中でも同じような制度がある。なので、保全側の法律では地域を指定して、その地域の中で放出を場合によっては規制していくと。放すこと自体が大きな問題という場合には外来法など、そちらでの対応になっていくのではないかと考えているところである。小菅委員からいただいた、域外保全を保護増殖事業計画に明記していくという話だが、既存の各種の保護増殖事業計画について、それぞれどのような状況かということにはわからないが、確認して検討を進めたいと思う。森先生から頂いた余剰個体の活用の仕方であるが、いまでも域外保全を実施していて、余剰個体を展示に使うということは、社会的合意形成が一方では必要であって、例えば、地元の種を東京で展示するのかというような、社会的なハードルを除けば可能な部分もあるかと思っている。ただ、法律上問題になるのは、譲渡しをするのに許可が必要となっているので、学校などで許可をとってもらえれば、余剰個体の展示ができることになっている。先ほど捕獲と譲渡の規制のあり方を検討するということがあったが、そのような中でも今後検討が必要な部分かと思う。外来魚の放流の話であるが、絶滅危惧種でENやVUのクラス、特に淡水魚類だが、そういったものでも、一方で、例えば北海道では国内外来種という種もあ

ったかと思うので、それは次回までに事例を整理したいと思う。捕獲と譲渡の規制のあり方を検討する中での要素となりうると考えている。

環境省 中島

国際種の関係でご指摘頂いた件だが、返納された登録票を失効させて、元の所有者に戻してもいいのではないかという意見だが、可能かどうかも含めて今後検討していきたいと思う。石井委員からいただいた登録票の情報をもっと細かく載せた方が良くはないかという意見だが、現在だにご指摘の通り、登録記号番号と登録されているという事実を載せればよいということになっている。登録年月日の掲載は義務付けられていないので、検討していきたいと思う。

松井委員

先ほど私が聞いたことは、いまここに書いてある文面では私のような人間には読み取れない。直してもらった方がよい。要するに新しい会議を作る必要がないということをお願いだけであろう。

石井（実）座長

これは石井信夫委員の発言と同じことだと思うが、資料 3-1 と 3-2 に折角指摘事項を並べたので、これと対比する形で、こういう指摘事項がありました、右の方の欄にこう対応しますと書いたら良いのではないか。

松井委員

日本語が分かりづらい。副詞がどこを形容しているのかが分からず、また、「おり」よりも後のことの意味もわからず、余分な付け足しだと思う。だがそれは良いことにする。もっと肝心なことは石井さんが言われたことで、チョウを集めている人が、今持っているチョウがいつ取ったかわからないものまで規制するという話があったが、その点についてはこの中に全然ないので、それは検討から除外されたのかと思った。もっと大事なことは森さんが言われた域外保全の余剰個体の話である。余剰個体という概念自体そのものがとんでもない話であって、保全というのであれば、域外というのはあくまで方便であり、域外保全を動物園がやって、それと同時に大切な域内保全ができるような状況を、元の環境を考えて、そのようなところに余剰と言われるようなものが出たら、そこに返してちゃんとやっていける個体を育てるということも域外の研究のひとつであるし、実際にそういったことをやれることをやらなければいけないと思っている。どこかで見せてその後どうするのか。標本にしてくれればまだ役に立つが、そのまま焼いてお墓に入れてしまうのは本当に無駄なことである。そこまで詳しいような個々の例を知っているのかと聞かれると困るので、言わなかったのだが。

## 環境省三宅

資料 3-1、3-2 と 3-5 との対応、こちらの考え方について、口頭で申し訳ないが、簡単に説明させて頂きたい。

まず 3-1 からであるが、いま松井先生からご指摘いただいたチョウの標本に譲渡の規制がかかっているという話、新しいカテゴリーの国内希少種を設けて、捕獲、譲渡の規制を適用しないことを検討してはどうかという指摘であるが、それについては資料 3-5 では一番最初の、「捕獲と譲渡のあり方を検討する必要がある」というところで対応している。これを実際にどういう形にするのか、譲渡はすべて禁止するのか、販売を禁止していけばよいのか、もしくは捕獲だけの禁止にしていけばよいのかについては、もう少しこの会議でご意見をいただければと思っているし、私達も引き続き考えていきたいと思っている。標本の事前登録制度を作ってはどうかという話があったが、国内種についてはいつ採ったかがわからないため、もし事前登録制度を作るのであれば、政令で国内種を新規指定する前に一定期間を設けて登録をしてもらって、そこまでに登録してもらったものは、譲渡は OK、それ以降のものは譲渡はダメとすることになるかと思う。一方で、国内種は捕獲採取圧が高い種が多いため、事前の登録期間を設けてしまうと、その期間は捕獲の規制がかかっていないので、駆け込みで大量に捕獲採取されてしまう。いま、その期間を短くして駆け込み捕獲をなるべくなくするという方向で努力をしているので、事前登録制度は難しいかと思う。そうではなく、全体として捕獲と譲渡の規制のあり方をもう少し見直していく中で、標本の問題についても対応ができればと思っている。

複数種を対象とした保護区という話は、資料 3-5 では 1. の 4 項目目に入れている。保護区の提案制度や協定の制度のご意見を頂いているが、提案に関しては土地所有者の方から、保護区にして欲しいということとは、ぜひ積極的に言っていただければ、それは法律に何か書いていなくてもこちらとしては保護区にできるとしており、資料 3-5 には記述が入っていない。協定制度の話もあったが、種の保存法に、特に協定制度が盛り込まれていなくても、環境省と土地所有者、管理者と協定を結んで管理をしていくことは可能であるため、資料 3-5 には盛り込んでいない。税制の優遇措置をやっていくべきだというご指摘も頂いているが、私達の気持ちとしても、ぜひやりたいところではあるが、なかなか規制が緩いところに理由もなく税制を優遇するというのは難しいもので、資料 3-5 には盛り込んでいない。続いて資料 3-1 の多様な主体による効果的な保全対策の実施のところでは 2 つ目、保護増殖事業の名前を変更して、国が作ってなくても認定できるようにすべきというご意見があった。技術的な話で申し訳ないが、名前の変更は中身が変わらないかぎりでは難しいと思っている。国が作ってなくても認定できるようにすべきということは資料 3-5 というと 2. の②保護増殖事業の実施の一つ目の項目で対応するような記述を入れており、関係団体がどのようなことをやっているかをこちらで把握して、認定すべき団体があれば、積極的に国で事業計画を作っていくという形で対応できればと思っている。科学委員会の

話は、資料 3-5 でいうと、6 で対応を整理しているところである。あと、資料 3-1 の裏面、その他でいくつかご意見を頂いている。法律の名前を変えるべきというのは、いまでも生息地等保護区という制度があって、そもそも生息地の保護という観点では法律上に入っている、何の理由もなく名前を変えるというのは難しいかと思っている。その他の 2 つ目で民間団体責務や義務を規定すべきというご指摘を頂いたのは、資料 3-5 では 7. その他の 2 つ目にそのような役割を明確にする必要性について検討する必要があるということで、ここで対応している。財産権尊重条項を削除すべきというご指摘だが、この条項があるから特段、種の保存行政を進めていく中で財産権に特に配慮していくということではなく、すでに憲法上で財産権の尊重が規定されていることなので、特に理由もなくこれを削るというのは難しいかと思っている。アセスの開発で回避した土地を重要な生息地保護区に指定するという点については、そのような場所があれば、積極的に保護区にしていきたいと思っている。特に制度を変えないとできないことではないので、資料 3-5 には入れていない。公共事業は種の保存法の適用除外とする規制(第 54 条)を削除すべきという意見であるが、これは完全に技術的な話で民間の方々には許可という制度で対応していて、国の機関は協議という制度で対応している。例えば国土交通省が国内希少種を事業で捕獲するという場合には、環境大臣に協議をして、同意を得てから捕獲してもらっている。実質的には変更はないという形になっている。公共事業の開発に対して大臣意見を出せる制度はいまでもアセス法があり、また、生息地等保護区に指定すれば、開発行為は規制がなされるという理解をしている。300 種の指定の話であるが、生息数が増えた種の指定を解除するというご意見に対して、資料 3-5 では 2. の②の 2 つ目の項目、国内希少種の指定解除等の事業の目標を明確にして取り組むべきといった記述を入れている。レッドリストを種の保存法に位置づけて、I 類は原則として種指定すべきというご意見であるが、I 類をすべて指定してしまうと捕獲と譲渡の規制という強力な規制がかかるため、安易にレッドリストに載っているものをすべて種指定する形はなかなか難しいかと思う。海洋生物の話は、いま希少性評価を別途やっているところで、国内希少種にすべきというのも附帯決議の指摘事項であるので、これは資料 3-5 には載っていないが、こうしたことは引き続き検討していく必要があるかと思っている。自衛隊との協力体制の確保も、運用の中で努力していきたいと思う。生態系レッドリストについては前回の会議でもお答えした通り、重要里地・里山、重要湿地に取り組んでいるので、そういったことも含めてのことかと思っている。

#### 環境省中島

引き続き第 2 回の国際種の流通管理の強化についてである。有効期限については資料 3-5 にも書いているが、生きている個体を対象にすることを考えている。個体識別についても同様であるが、アロワナなど数が多い種や小さすぎて技術的に難しいものについては、対象にしない方向で考えていると説明している。個体識別の下から 2 番目で、マイクロチップを個体識別に用いるのであれば、ある程度の規格化が必要であるという意見について



は、おっしゃるとおりだと考えている。特定外来種ではマニュアルができていますので、若干対応できない部分もあるかもしれないが、それを流用することを考えている。実際に制度ができた際には、ご指摘の通り考えていこうと思っている。③の罰則の強化については、前向きに考えていきたいと思っている。あと、輸入業者の登録制が必要であるということだが、動物愛護管理法で第一種動物取扱業者というものがあり、その中では哺乳類、鳥類、爬虫類については取り扱う際に事業者として登録する必要がある。その事業者が種の保存法に違反した場合には、登録拒否や抹消の手続きがすでに入っているという状況である。業の管理としては、実態上そちらでおおよそ対応できている。両生類と魚類については、アロワナか両生類もごく一部の種が登録されているだけなので、そういった点からは対応はほぼできているかと思う。逆に、種の保存法に違反すると、国際種以外の種も扱えなくなってしまうので、実態上は種の保存法で規定するよりも、さらに大きな罰があるという状況である。また、種の保存法では、特定国際種事業と特定国内種事業以外は個体管理をしているが、ここに業管理の考え方を入れてしまうと法律としての考え方が錯綜してしまう点で難しいと考えている。そのため、業管理については動愛法で対応しているとさせていただきたい。交雑種については、先ほどご議論頂いたが、基本的には原産地に影響があるか、というところが一つのポイントと思っているが、さらに検討を進めていきたいと思う。⑤は1、2ともにおおよそ対応をしていると思う。その他であるが、WEB化を希望するところであるが、現在、登録した個体等の譲渡し等をした時に届出をする制度になっているが、その届出については前回の改正時に既にWEB化をしている。届出は事務的な話であるのでWEB化ができるが、新規の登録や許可はこのような形で簡便化するのは難しいと思っている。その次の国内に存在する全形象牙や一定サイズ以上のカットピースも登録を義務付け、国内在庫の把握、取引の動向監視をすべきというところについては、現在は一本牙については登録の対象で、カットしたものや象牙製品については、特定国際種事業として、事業者にどういったものを取り扱っているかを台帳に書かせたり、その台帳を提出させるということで管理している。すべてのものを登録するというのは、膨大な量になってしまうので、実務的に対応が難しいため、業管理で対応しているという状況である。サイの角については、実際に登録されている国内在庫もそれほど多くないため、新たに何か追加的に制度が必要とは考えづらいと思っている。ただ、何らかの形で登録を進めてくださいと広報することはあり得ると思っている。生息国で輸出禁止している種等について、国民による国際希少野生動植物種への指定提案制度の導入等により、規制対象種とすることを検討すべきという点であるが、その下にこの意見に対応した指摘を磯崎委員から頂いている。磯崎委員からは、原産国で輸出禁止している種に関しては、原産国が提案すれば、締約国会議で提案しなくても、すぐに附属書Ⅲに掲載され、条約の規制がかかる。また、ワシントン条約の附属書の掲載種では、輸入時に外為法の事前確認制度がある。種の保存法で更なる対応が本当に必要かの検討が必要であるというご指摘を頂いている。我々としても、生息国で違法の輸出が問題になっているのであれば、締約国会議を待たず

に、原産国が国際的枠組みであるワシントン条約で対応することが可能なので、まずは原産国の責任として、そうすることが条約の考え方に適合していると思っている。国内で適法に捕獲された国際希少野生動植物種を譲渡し等する場合には、適法捕獲個体であることの表示を義務付ける必要があるという点であるが、国内で適法に捕獲された個体に該当する種は、ウミガメやヒグマ、ツキノワグマなど狩猟や漁業の対象となっているものである。そういった狩猟や漁業の対象について、新しい義務を付ける必要が本当にあるのか。ちょっと対応が難しいかと思う。海外に流出した国内希少種の押収標本について、返送手続きを明確化する必要があるという点であるが、基本的には、外為法の話になるのかと思う。許可の取消を厳格に行うべきということについては、これは運用で対応できるか今は分かりかねるが、対応できるものがあれば、そうしていきたいと思う。措置命令については出来るだけ対応していきたいと思う。

石井（実）座長

資料 3-1、3-2 に基づいて分類してもらって、今回資料 3-3 で対応したものもあるし、現行法でも運用できるもの、他の法律で対応すべきものもあると。それ以外にこれは困難というものもあった。

松井委員

ここのプロセスが先にあれば、よく理解できたと思う。結局、資料 3-5 というのは「（検討項目）」と書いてあるが、これまで検討してきて資料 3-1、3-2 でまとめられたようなことが語られて、その中で除いたらこうなるというまとめであろう。この中でなんとか検討する必要があるものと、なんとか推進する必要があるというのは別なのか。推進する必要があるというのはこれまでの議論の中でそのような方向でいこうとなったことだが、検討する必要があるというのはこれから先まだやらなければいけないということなのか。先ほどのチョウの標本のことなどをこの先 2 回でやるということか。

環境省 番匠

いま我々の中でも議論、検討しており、やはりぱっと割り切れない、迷っている部分というのもあるわけである。まさに迷っている部分はちょっと文字に現れてしまうのか、松井委員にずばっと指摘されてしまったが、こういった部分も現行法では中央環境審議会というものがしっかり位置づけられていて、それとの関係をどうしたらよいのかというところで、迷っている部分もあるというのが実際である。標本の話も 1 の 1 つ目に二次的自然の種についてはこういうことを検討する必要があると書いているが、このやり方はものすごくいろいろなやり方があると思う。標本の話だけではなくて、捕獲規制を一律にかけると研究やアマチュアの研究者などの支障になるという意見もかなりあったので、それらとの関係で、この二次的自然の種を守るために、捕獲、譲渡しの規制をどうすべきかという

ところはもうちょっと検討しなければいけない部分かと思う。これらはこれから内部でも検討するし、先生方の意見もお聞きしてなんとか固めていきたいと思う。

石井（実）座長

次にその他ということであるが、事務局から何かあるか。

環境省 三宅

予定だけが、次の会議は9月15日に予定している。今日議論頂いた3-5をもう少しこちらで検討したものを次にお出ししたいと思う。また、これは最終的に中央環境審議会で諮問と答申という手続きになる。8月16日に中央環境審議会の自然環境部会野生生物小委員会が予定されているので、その場で諮問をして、審議会からのコメントもいただきたいと思っている。それらも含めて9月15日に報告させていただきたいと思う。

環境省 植田

今回特に話題になった域外保全であるが、これも含めて私もずっと前からみなさんにご指導いただいてきた。そこで教えられたのは、域内、域外、この両輪をきちんとし、それで最終的には生息地を守るという大前提を忘れずにいかなければいけないということと認識している。ご議論いただいたとおり、この辺を今書いていない資料3-5の動物園のところに書いた上で整理させていただくということだと思う。引き続きよろしく願いたい。

森委員

お願いということになるが、ここは法律に関する事なので、問題なのは周知である。いまのままではちょっと弱いと思うので、もっと強くしてほしい。つまりもちろん否定するものではないが、カワゲラウォッチングというレベルだけでなく、一般国民への環境教育のあり様や考え方というものを、ぜひ複数の主体、例えば文科省等としっかりと連携を組む事などについて、テキストという形にすべきである。また同時にそもそも論になるが、この法律に関してどのような形で国民に周知されるのかということも含めて少しシナリオを頂きたいと思う。作りっぱなしであってはいけないと思う。これをいかに多くの方々に知っていただくかという系統的なシナリオも必要だと思うので、願いたい。

石井（実）座長

他になれば、これで今日の議事を終了したいと思う。事務局にお戻りする。

正田審議官

今日は熱心なご議論をいただき感謝する。今日のご指摘を踏まえ、次回9月15日に向け

て検討を進めて参るので、引き続きご指導をよろしくお願ひしたい。

以上